

## 6

## 福祉・保健・医療

# 1 少子社会対策の推進

## 1 子供・子育て支援における施策の充実

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)  
(都所管局 福祉保健局・産業労働局)

### (1) 子供・子育て支援のための財源を十分に確保すること。

#### <現状・課題>

国の子ども・子育て会議では、新制度による子供・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」の実現のためには、1兆円超の財源が必要とされていたが、新制度が施行された平成27年度以降、予算措置額は7千億円の範囲となっている。子育て支援施策の更なる拡充を進めるためには一層の財源確保が必要である。

また、公定価格の基本分単価や、減価償却費加算、賃借料加算等の額、保育所等の施設整備費補助、利用者支援事業等の運営費などが、大都市の実情に応じた額になっていない。

#### <具体的要求内容>

喫緊の課題である保育所待機児童対策をはじめ、地域の子育て支援、社会的養護の充実など、子供・子育て支援施策の強化・推進を図るため、恒久的、安定的財源を十分に確保するとともに、大都市の実情に応じた財政支援を行うこと。

### (2) 多様な保育ニーズに対応するとともに待機児童の早期解消を図るため、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うこと。

また、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

#### <現状・課題>

都内の就学前児童人口は、他県からの転入増等により、区部を中心に依然として増加している。潜在需要も含めた保育ニーズに的確に対応し、子供・子育て支援施策を更に充実させるためには、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行う必要がある。

都の認証保育所制度は、0歳児保育や13時間開所を全ての施設で実施し、大都市特有の多様な保育ニーズに対応するなど、都の保育施策の重要な柱の一つとなっている。こうした実績があるにもかかわらず、都の認証保育所は国の財政支援の対象とされていない。

地域型保育事業では、設備・運営に関する基準の多くが、国の基準に従うもの

とされており、例えば、家庭的保育事業についても自園調理を原則とするなど、事業形態等に即さない基準が設けられている。

さらに、用地確保が困難化している中、保育所等の敷地として貸与されている土地の相続税及び贈与税の非課税化など、税負担の軽減を図る必要がある。

#### <具体的要求内容>

今後ますます増大かつ多様化する保育ニーズに柔軟に対応し、全ての子供と子育て家庭が保育の必要度に応じてサービスを利用できるよう、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うとともに、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

- (1) 待機児童解消に向け、区市町村や保育サービスを提供する事業者が、保育所整備に積極的に取り組むことができるよう、保育所や認定こども園の認可基準について地方自治体の裁量を拡大し、施設の設備・運営基準を弾力的に定められる制度とすること。

また、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育など地域型保育事業についても同様に、地方自治体の裁量を拡大すること。

- (2) 待機児童の多くを占める3歳未満の低年齢児を中心に受け入れ、育児休業明けなど年度途中の入所ニーズにも柔軟に対応している都の認証保育所の実績を認め、認証保育所を国の制度に位置付け、十分な財政措置を講じること。
- (3) 保育所等への用地供給を促進するため、保育所等の敷地として貸与されている土地の相続税及び贈与税を非課税とすること。

(3) 働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児休業制度について、期間延長の条件撤廃や給付金の給付率引き上げ、事業主による制度実施の徹底など制度改革を行うこと。

#### <現状・課題>

育児・介護休業法等の改正により、平成29年10月から、原則1歳までの育児休業期間について、6か月の延長が2回まで(2歳まで)可能となり、それに合わせ育児休業給付金の支給期間も延長された。

しかし、延長が認められるのは、保育所等の利用を希望しているが入所できない等の事情がある場合に限られている。

育児休業給付金の給付率は育児休業開始から6か月間は67パーセント、その後は50パーセントとされており、家計収入が減となるといった理由から、育児休業を切り上げざるを得ない場合がある。

事業主は従業員が育児休業の取得を申し出た場合、原則、認めなければならないが、事業主が不当な取扱いをした場合の罰則等は設けられていない。また、事業主の努力義務となっている職場内の制度周知も十分に図られていない。

働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるためには、保育施策の充実だけ

ではなく、育児休業制度の見直しも必要である。

#### < 具体的要求内容 >

育児休業を希望する子育て家庭が安心して制度を利用できるよう、以下の点について関係法令の改正等、必要な措置を講じること。

- (1) 保育所等に入所できない場合等、育児休業期間延長の条件を撤廃すること。
- (2) 育児休業給付金について、現行の給付率を更に引き上げること。
- (3) 希望する従業員に育児休業を取得させない等の事業主に対しては企業名の公表や罰則を設ける等、制度実施を徹底するための方策を講じること。

また、事業主が非正規労働者を含む全ての従業員に対し、育児休業制度の周知を行うことを義務化すること。

## 2 待機児童解消に向けた支援の充実

(提案要求先 内閣府・財務省・厚生労働省)  
(都所管局 福祉保健局)

(1) 喫緊の課題である待機児童解消に向けた支援を充実すること。

#### < 現状・課題 >

都の保育所等利用待機児童数は、全国の約4割を占めており、その解消は喫緊の課題となっている。保育サービスの整備について、国は交付金や補助金で一定の支援を行っているものの、近年、建築資材や労務単価、建物の賃借料が高騰し、実勢と補助基準額とが大きく乖離している。平成29年度からは、都市部における保育所への賃借料支援が盛り込まれているが、都内の実勢に対応した補助水準となっておらず、平成30年度からは、特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村については、交付額が従前の10分の9に縮小されている。また、国は定期借地権設定のための一時金加算の創設など、土地借料への支援の充実を図っているが、普通借地権の場合の開設後の土地借料に対する補助がないなど、補助水準が十分でない。

保育所等整備交付金は、協議受付時期が年5回に限られていることや、協議受付から内示まで2か月程度かかることから、設計着手までに時間を要している。

賃貸物件による保育所改修費等補助は、工事期間が複数年度にわたる場合は補助対象外とされており、迅速な整備に支障を来している。また、近隣住民等への配慮から防音対策を講じるための防音壁設置費が補助対象となっていない。

保育所等の設置に向けた近隣住民との調整では、防音壁以外にも、園庭の砂埃対策などが必要となる場合もあるが、こうした外構工事が補助対象となっていない。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 喫緊の課題である待機児童解消に向けた取組を行う区市町村が、保育所等

の整備を着実に進められるよう、保育所等の整備に関する交付金等の補助額、補助率を引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

- (2) 建物賃借料に対する補助基準額を実勢に対応した水準に引き上げるとともに、開設後の土地借料に対する財政支援を行うこと。
- (3) 保育所等整備交付金の内示手続を迅速に行うこと。
- (4) 賃貸物件による保育所改修費等補助について、複数年度にわたる工事や防音壁設置費を補助対象とすること。
- (5) 保育所等の整備費のうち、地域住民との調整で必要となる外構工事に要する経費を補助対象とすること。

## (2) 国有地の貸付けについて、貸付条件を見直すこと。

### <現状・課題>

国は、介護施設を整備する場合に限り、国有地の貸付料を減額しているが、その他の分野は減額対象とされていないため、地価の高い都市においては活用が図りにくい。

また、国から社会福祉法人への直接貸付けは可能となったものの、株式会社や特定非営利活動法人などの事業者に対する直接貸付けは認められていない。

### <具体的要求内容>

国有地の貸付けに当たっては、低廉な価格で児童福祉施設を整備することができるよう、貸付料の減額を行うこと。また、国から社会福祉法人以外への直接貸付けも可能とすること。

## (3) 安定的に保育人材が確保できるよう制度運用の改善を図ること。

### <現状・課題>

保育所待機児童の解消に伴う近年の保育所整備等の大幅な増加により、都内における保育人材の需要が大きく伸びている。平成30年度から平成32年度末までに全国で32万人分の保育の受け皿を整備するためには、サービスの担い手となる保育人材の確保及び定着が重要である。

国は、保育士のキャリアアップの仕組みとして、「キャリアアップ研修」の受講を要件に、技能経験を積んだ職員に対し、追加的処遇改善を行うこととした。キャリアアップ研修受講修了者の情報管理は、全国統一のシステムが必要になると想定されるが、詳細が示されていない。

保育士宿舍借り上げ支援事業は、平成29年度から、採用後10年目までの保育士へ対象が拡大されたが、採用後11年目以降の保育士は対象とされておらず、保育士以外の職員も補助対象となっていない。また、平成30年度からは、待機児童数が50人未満かつ有効求人倍率が全国平均を超えていない区市町村につい

て、対象が採用後5年目までとされたほか、特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村については、交付額が従前の4分の3に縮小されている。

国の平成27年度補正予算では、保育士修学資金貸付事業の拡充のほか、保育補助者雇上費用や潜在保育士の就職準備金等新たな貸付事業等が創設された。これらの貸付事業に係る事務費は上限額が定められており、システム経費や債権管理経費など事務運営上必要な経費の不足について実施主体の負担が懸念される。

平成24年度から開始した保育士修学資金貸付事業は、5年間の就労により奨学金の返済が免除となる仕組みが設けられたが、事業開始以前に一般の奨学金制度を利用して資格を取得した保育士については、一定期間の就労に対する奨学金の返済免除の仕組みがない。

支給認定、施設型給付費及び地域型保育給付費、処遇改善等加算における賃金改善要件などの制度が複雑であるため、区市町村及び事業者に過度な事務負担が生じている。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 保育士等キャリアアップ研修受講者の情報を全国統一的に管理できる仕組みを構築すること。
- (2) 保育士宿舍借り上げ支援事業について、待機児童数や財政力指数等に関わらず補助対象となる採用後の年数を同一とするとともに、従前と同水準の交付額を確保すること。また、採用後11年目以降の職員や保育士以外の職員も補助対象とするよう制度の充実を図ること。
- (3) 保育対策総合支援事業費補助金により実施されている保育士修学資金貸付等事業について、事業の安定的な実施が可能となるよう、事務費の上限額を引き上げるとともに、債権管理経費を継続的に措置すること。
- (4) 平成24年度以前に奨学金制度を利用して資格を取得した保育士に対し、一定期間保育士として就労した場合、奨学金の返済を支援する制度を設けること。
- (5) 支給認定や施設型給付費・地域型保育給付費等の仕組みを簡素な仕組みに見直すとともに、公定価格の基本部分単価や事務職員雇上費加算等、給付費を増額すること。

## 2 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の充実

### 児童に関する相談支援機能の強化

(提案要求先 厚生労働省)  
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 児童相談所の体制強化を図ること。
- (2) 児童相談所の職員の専門性向上・人材確保を図ること。
- (3) 児童の安全確保に関する法令等を整備すること。
- (4) 区市町村の相談支援機能を強化すること。

#### <現状・課題>

家庭や地域における養育機能が低下している中で、児童虐待や非行など、子供や家庭に関する深刻な相談が増加している。相談のうち、特に、児童虐待は、対応件数が急増するとともに、その内容が複雑、困難化している。それに伴い、一時保護件数についても増加傾向である。児童相談所は、子供を守る中核機関として、安全確認、安全確保を第一に迅速、的確な対応が求められていることから、専門性の高い職員の配置など、より一層の体制強化を進めていく必要がある。

また、児童の安全確保や迅速な対応に当たっては、児童や保護者の心身の状況等様々な情報が不可欠である。この点について、平成28年度に改正された児童虐待の防止等に関する法律では、児童相談所長や区市町村長から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められた場合、従来の地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料等を提供できる旨が規定されたが、いわゆる「できる規定」とどまるとともに、提供を求めることのできる機関が限定的となっている。

区市町村は、これまでも児童相談の一義的窓口として、子供家庭支援センターを中心にあらゆる相談に対応し、地域の子供と家庭に関する総合的な支援を実施してきた。さらに、児童福祉法の改正により、要保護児童対策地域協議会における要保護児童対策調整機関の専門職員の配置や、必要な支援を行うための拠点の整備等が求められるほか、児童相談所から区市町村への事案送致が新設されるなど、複雑、困難化する相談に迅速かつ的確に対応するため、区市町村における体制強化が必要とされている。

国は、平成29年度に、区市町村子ども家庭総合支援拠点における運営費補助を創設しているが、補助額や職員配置基準は、現在の子供家庭支援センターの運営実態を反映したものになっていない。

< 具体的要求内容 >

(1) 児童相談所の体制強化を図ること。

- ① 全国共通ダイヤルや警察からの通告など、今後も、相談件数の更なる増加が予想されるほか、平成29年の児童福祉法改正に伴い、保護者の意に反して2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の家庭裁判所への申立てなど、児童相談所としての業務が増加することが見込まれるため、児童相談所における体制整備について、必要な財政措置を講じること。
- ② 一時保護所の職員配置については、子供の集団が常に入れ替わり日中も常時子供が一時保護所で生活していること、家庭から離れて不安定になりがちな児童への支援やアセスメント等を行っていることから、一時保護所独自の配置基準を明確に定めること。

(2) 児童相談所の職員の専門性向上・人材確保を図ること。

- ① 児童福祉司、児童心理司の実践力向上に資するよう、演習型研修の手法を構築するとともに、児童福祉司・児童心理司の対応ケースについて分析し、得られたノウハウを提供するなど、職員の専門性向上のための方策を講じること。
- ② 児童福祉行政及び法的対応や行政実務に卓越した経験と能力を有する人材を児童相談所長に任用できるよう、その資格要件を拡大すること。

(3) 児童の安全確保に関する法令等を整備すること。

児童相談所が児童虐待の防止等に関する調査をよりの確に実施するため、あらゆる機関等に対して、資料等の提供を要求できるようにするとともに、要求を受けた機関等に応諾義務を課すよう、法改正を行うこと。

(4) 区市町村の相談支援機能を強化すること。

- ① 児童福祉法の改正に伴う支援拠点の整備については、安定的な運営ができるよう、制度の充実を図ること。
- ② 児童福祉法の改正に伴い、区市町村が体制整備や強化を進める上で必要となる相談員の専門性向上の方策を講じること。

## 参 考

### 【児童相談所長の資格要件（児童福祉法第12条の3第2項）】

所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- 三 社会福祉士
- 四 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「児童福祉司」という。)として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

### 3 保健医療施策の推進

#### 受動喫煙防止対策の推進

(提案要求先 厚生労働省)  
(都所管局 福祉保健局)

- (1) 改正健康増進法に係る政省令の整備に当たっては、実効性のあるものとし、実務を担う地方自治体への十分な財政措置を講じること。
- (2) 地方自治体が、地域の実情を踏まえた独自の対策を講じることができるよう、対策の強化に向けた支援を行うこと。
- (3) 地方自治体が公衆喫煙所を設置する際の支援を行うこと。

#### <現状・課題>

受動喫煙防止対策を強化するための改正健康増進法が平成30年7月に成立したが、規制対象となる施設の詳細や喫煙室の基準などは政省令で定めるとされている。

地方自治体が改正法の施行に向けた準備等を円滑に行えるよう、財政措置を含め支援の充実が必要である。

#### <具体的要求内容>

- (1) 政省令の整備に当たっては、実効性のあるものとし、実務を担う地方自治体への十分な財政措置を講じること。
- (2) 地方自治体が、地域の実情を踏まえた独自の対策を講じることができるよう、対策の強化に向けた支援を行うこと。
- (3) 地方自治体が公衆喫煙所を設置する際の支援を行うこと。

## 4 乳児用液体ミルクの普及に向けた取組促進

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・消費者庁)  
(都所管局 福祉保健局)

(1) 災害時に、乳児用液体ミルクを迅速かつ適切に調達、供給できるよう、仕組みを整備すること。

(2) 子育て世代をはじめ、国民が乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう普及啓発を進めること。

また、母親等への情報提供や製造販売等に携わる事業者の活動が適切に実施されるよう、国際規準を踏まえた規定整備を行うこと。

### <現状・課題>

海外で販売されている乳児用液体ミルク（以下「液体ミルク」という。）は、常温保存が可能で、調乳する必要がなく、容器から直接飲むこともできる。

特に粉ミルクを溶くための湯の確保や哺乳瓶の消毒等が難しい災害時においては非常に有用であり、平成28年4月に発生した熊本地震でも、フィンランドから被災地に対し液体ミルクが無償提供され、断水した保育所などで使用された。

今般、国において規定整備の取組が進められ、平成30年8月に、食品衛生法に基づく規格基準の設定及び健康増進法に基づく特別用途食品としての許可基準の設定が行われ、国内製造・販売が可能となった。しかし、国内メーカーによる製造・販売に当たり、製造ラインの整備や品質検査などが必要となるため、実際に国内で流通するまでには一定の期間を要する。

このため、実際に国内で液体ミルクが製造され流通するようになるまでは、災害時に海外からのものを迅速かつ適切に調達できる仕組みを国において整備する必要がある。

一方、乳児期の栄養について、母子健康手帳では、母乳が基本であり、母親の状況に応じて人工乳（粉ミルク）を活用することとされている。液体ミルクの使用に当たっても、乳児への適切な栄養の与え方や、不適切に使用した場合の健康被害の可能性等について、十分に周知する必要がある。

また、世界保健機関（WHO）では、「母乳代用品のマーケティングに関する国際規準」を定め、液体ミルクを含む母乳代用品が適切に使用されるよう、母親等への適切な情報提供、製造販売等に携わる事業者の行為規範等が示されており、これらが適切に実行される環境整備が必要である。

### <具体的要求内容>

(1) 災害時において、液体ミルクを迅速かつ適切に調達し、被災者に供給でき

るよう、仕組みを整備すること。

- (2) 子育て世代をはじめ、国民が液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう普及啓発を進めること。

また、母親等への情報提供や製造販売等に携わる事業者の活動が適切に実施されるよう、国際規準を踏まえた規定整備を行うこと。